

広島市告示（安佐南区）第 59 号

令和 7年 6月24日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を
次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

- 1 廃止番号 第 7 号
- 2 廃止年月日 令和 7年 6月24日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区西原六丁目の534番1の一部、
534番2の一部及び534番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 36.10メートル